

定款変更認証申請書

平成25年1月16日

兵庫県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地

兵庫県西宮市甲風園1丁目3番12号

名称及び代表者の氏名

特定非営利活動法人ブレンヒューマニティー

理事長 能島 裕介 印

電話(0798)63-4441番

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、次のとおり定款の変更の認証を申請します。

	変更前	変更後
変更の内容	(職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。	(職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事はこの法人を代表しない。
	(権能) 第23条 総会は、以下の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び収支予算 (5) 事業報告及び収支決算 (6) 役員を選任又は解任 (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (8) その他理事会において重要であると認め付議された事項	(権能) 第23条 総会は、以下の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び活動予算 (5) 事業報告及び活動決算 (6) 役員を選任又は解任 (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (8) その他理事会において重要であると認め付議された事項

	<p>(招集)</p> <p>第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>(表決権等)</p> <p>第29条 各正会員の表決権は、1人(1法人、1団体)1票とする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。</p> <p>4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。</p>	<p>(招集)</p> <p>第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>(表決権等)</p> <p>第29条 各正会員の表決権は、1人(1法人、1団体)1票とする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。</p> <p>4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。</p>
--	---	--

	<p>(議事録)</p> <p>第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者がある場合にあつては、その旨を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあつては、その旨を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容</p> <p>(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</p> <p>(3) 総会の決議があつたものとみなされた日</p> <p>(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>
--	---	---

<p>(権能)</p> <p>第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項</p> <p>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>(3) 事業計画及び収支予算の変更</p> <p>(4) 第6条第2項に定める会員以外の会員の種別</p> <p>(5) 入会金及び会費の額</p> <p>(6) 役員の職務及び報酬</p> <p>(7) 事務局の組織及び運営</p> <p>(8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p> <p>2 理事会は、理事の互選により、常務に携わる理事を選任し、常務会を編成する。</p> <p>3 理事会は、その議決に基づき、日常の業務執行につき、常務会にその権限の一部を委任することができる。</p>	<p>(権能)</p> <p>第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項</p> <p>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>(3) 事業計画及び活動予算の変更</p> <p>(4) 第6条第2項に定める会員以外の会員の種別</p> <p>(5) 入会金及び会費の額</p> <p>(6) 役員の職務及び報酬</p> <p>(7) 事務局の組織及び運営</p> <p>(8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p> <p>2 理事会は、理事の互選により、常務に携わる理事を選任し、常務会を編成する。</p> <p>3 理事会は、その議決に基づき、日常の業務執行につき、常務会にその権限の一部を委任することができる。</p>
<p>(招集等)</p> <p>第34条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、全ての理事の同意がある場合、この手続を経ずして、理事会を開催することができる。</p> <p>4 理事長は、法人の運営において緊急かつ重大な事項について、理事会の招集が不可能である場合、暫定措置を講じることができる。ただし、この場合、理事長は直近の理事会において暫定措置の承認を得なければならない。</p> <p>5 前項において、理事会が理事長の暫定措置を不承認した場合、当該暫定措置は当然に無効となる。</p>	<p>(招集等)</p> <p>第34条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、全ての理事の同意がある場合、この手続を経ずして、理事会を開催することができる。</p> <p>4 理事長は、法人の運営において緊急かつ重大な事項について、理事会の招集が不可能である場合、暫定措置を講じることができる。ただし、この場合、理事長は直近の理事会において暫定措置の承認を得なければならない。</p> <p>5 前項において、理事会が理事長の暫定措置を不承認した場合、当該暫定措置は当然に無効となる。</p>

	<p>(議決)</p> <p>第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、理事の動議を、理事総数の過半数の同意により、理事会の議決事項とすることを妨げない。</p> <p>2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。</p>	<p>(議決)</p> <p>第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、理事の動議を、理事総数の過半数の同意により、理事会の議決事項とすることを妨げない。</p> <p>2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>4 前項の規定により理事会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該理事会が終結したものとみなす。</p>
	<p>(表決権等)</p> <p>第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。</p> <p>4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。</p>	<p>(表決権等)</p> <p>第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。</p> <p>4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。</p>

	<p>(議事録)</p> <p>第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容</p> <p>(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</p> <p>(3) 理事会の決議があつたものとみなされた日</p> <p>(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>
	<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>
	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p>

	<p>(定款の変更)</p> <p>第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、兵庫県知事の認証を得なければならない。</p>	<p>(定款の変更)</p> <p>第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に係る変更の場合、兵庫県知事の認証を得なければならない。</p>
	<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、理事会が選定する他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。</p>	<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、理事会が選定する他の法人に譲渡するものとする。</p>
<p>変更の理由</p>	<p>2012年4月1日から、改正特定非営利活動促進法及びその関連法令が施行されたため。</p>	